

2024年度全国統一防火標語

『守りたい 未来があるから 火の用心』

3月1日（土）から7日（金）までの7日間、全国一斉に「春の火災予防運動」が実施されます。

この運動は、火災予防思想の一層の普及を図ることにより火災発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐために行われるものです。

次に掲げるポイントにご注意いただき、火災予防に努めましょう。

住宅防火 いのちを守る 10のポイント

4つの習慣

- ① 寝たばこは絶対にしない、させない。
- ② ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③ こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ④ コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。



6つの対策

- ① 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ② 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ③ 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
- ④ 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- ⑤ お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑥ 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

ワンポイントアドバイス

① 通電火災対策には、「感震ブレーカー」が有効です !!

通電火災は、大きな地震などで停電した後に、電気が復旧することで発生する火災です。例えば、電気ストーブ等が転倒し可燃物に触れた状態や、家電コード等が損傷、断線した状態で電気が復旧して、火災となった事例があります。

「感震ブレーカー」は、地震発生時に設定値以上の揺れを感知したとき、ブレーカーやコンセントなどの電力供給を自動的に止めてくれます。これにより、電気が復旧した際の火災を防ぐことができます。

感震ブレーカーの設置は、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に通電火災を防止する有効な手段です。

② 住宅用火災警報器、つけていますか？

消防法と御坊市火災予防条例によりすべてのお宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。この警報器は、すべての寝室と寝室が2階などにある場合、階段の天井付近に設置する必要があります。古くなると警報器の寿命や電池切れで作動しなくなることもあり、10年を目安に交換をおすすめします。

③ 消火器は有効です !!

火災における消火器を使用した初期消火の成功率は70%を超えています。

万が一に備え、ご自宅に消火器を設置しましょう。

消火器の使用方法は、右の二次元コードから確認ください。



消火器の正しい使い方